

## 会 議 録

会議の名称		令和元年度第2回川越市障害者施策審議会
開催日時		令和元年8月20日(火) 午後2時00分～午後3時25分
開催場所		川越市総合福祉センター 3階社会適応訓練室
議長(会長)氏名		会長 佐藤 陽
出席者(委員)氏名(人数)		佐藤会長、藤田副会長、望月委員、島村委員、小林委員、大野一美委員、大畠委員、大野操委員、瀬尾委員、山田委員、岸澤委員、大平委員、内藤委員、速水委員、鈴木委員、山下委員(16名)
欠席者(委員)氏名(人数)		松本委員、大西委員、森田委員、高橋委員(4名)
事務局職員氏名		福祉部副部長、障害者福祉課長、障害者福祉課副課長、牛窪副主幹、佐藤主査、清水主任、関根主事補 ※アンケート調査受託業者：地域計画(株)
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議題 (1) 令和元年 障害者福祉に関するアンケート(案)について</li> <li>(2) 川越市障害者支援計画平成30年度進捗状況調査に関する委員質問及び回答について</li> <li>3 その他</li> <li>4 閉会</li> </ol>	
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 送付資料の説明について</li> <li>2 会議次第</li> <li>3 委員名簿</li> <li>4 会議資料1-1「令和元年 障害者福祉に関するアンケート(案)に対する委員意見」</li> <li>5 会議資料2「令和元年度 障害者福祉に関するアンケート調査における平成28年度との主な変更点(事務局追加分)」</li> <li>6 会議資料2「川越市障害者支援計画平成30年度進捗状況調査に関する委員質問と回答」</li> <li>6 追加資料1-1「令和元年 障害者福祉に関するアンケート(案)に対する委員意見」</li> <li>7 追加資料1-2「令和元年 障害者福祉に関するアンケート調査における主な修正点」</li> <li>8 質問票</li> <li>9 川越市障害者福祉に関するアンケート(案) 1～9</li> </ol>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>【開会】 【資料確認】</p>
会長	<p>【会長あいさつ】 【会議公開の承認】</p>
事務局	<p>議題（１）令和元年 障害者福祉に関するアンケート（案）について 【会議資料１－１、１－２、追加資料１－１、１－２について事務局説明】</p>
会長	<p>事前に、皆様にアンケートの多くの内容を見ていただき、それらに対してご意見をいただいたものを、事務局の方で改めて修正をし、今、主だった部分で恐縮ですが、事務局の方から説明がありました。</p> <p>改定の内容ですとか、今、事務局の方からそれらについて説明がありましたが、ご意見等あればお願いします。</p> <p>設問数が多すぎると有効回答がどれだけ返ってくるかということもありますし、皆様委員さんの立場からすると、きちんと色々なデータを収集したいというところで、そういった両方のせめぎ合いの中でご意見をいただいて現状のように整理したというところです。</p> <p>この内容でアンケートを進めさせていただくということですのでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（意見なし）</p>
会長	<p>では、実際にこの案のとおりアンケート調査を進めさせていただきます。</p>
事務局	<p>議題（２）川越市障害者支援計画平成30年度進捗状況調査に関する委員質問及び回答について 【会議資料２について事務局より説明】</p>
会長	<p>この障害者支援計画の上位計画の地域福祉計画の方では、一般の方に理解をしてもらうという意味では、福祉教育というような表現をしますが、それとの整合性を取りながら、一般の方の理解促進をこちらの障害の計画でも当事者の参加の促進をしっかりと謳って、両側面から進めていくことが求められていると思います。</p>

それでは、今の事務局の説明に対してご質問等ある場合は挙手をお願いします。

委員

事務局の御努力の結果だと思えるのですが、今回の質問に対する答えは、かなり全般的に前向きになって、会議が生きているなという感じがします。その点とても感謝しています。

ただ、気になるのが、施策番号70番「社会教育に関する講座・学級の充実」ですが、ここでは、障害者青年学級を実施している。こんなにたくさんボランティアが参加しているよというような回答ですけれども、公民館活動というのは、色々な側面でやられているのだと思うのです。そこへやはり参加できる環境整備、配慮が必要だとずっと前から言っているのですけれども、限定したところしかやられていない。それと、もうひとつ気になるのが、ボランティアが足りないから、なかなか事業が進まない。だから、ボランティアを養成していますと答えていながら、たった年一回の養成講座をやって、それでやったと言っている。私も前回そういう講座に参加して講師を務めさせていただいた経験があるのですけれども、たった一回だけ講座をやってそれでボランティアを養成できたというのは、あまりにも現状を無視していると思うのです。この点、事務局ではどういう風にお考えなのか。できれば、課長さんや部長さんにお聞きしたい。

会長

以前、この場で、委員さんから同様のご質問があり、私の方から圏域で活動する団体を紹介し、それらの団体に事務局の方で聴き取りをして頂いているところで、先ほど委員さんがおっしゃった事務局でも努力されているところですが、その点について、どのように考えているのか、見解をお知らせいただいてよろしいですか。

事務局

こちらの青年学級を中心にした生涯学習については、以前からご意見をいただき、佐藤先生から紹介のありましたボランティアの団体に話を伺ったりしまして、今後どのようにボランティアを増やしていくか、あるいはどうやって生涯学習、余暇活動を実施していけばよいかを、他の団体からの力も借りながら進めていきたいと思っています。

施策No.70については、公民館の中での青年学級での課題になりますので、公民館もボランティア養成講座等を行っています。委員のご指摘の通り、一回やって終わりということではないと思いますので、ボランティアの力を借りない色々なところが進んでいかないというのは明らかになっていますので、このところは、ボランティア養成講座は今後もしっかりやっていただいて、障害者福祉課もボランティア団体等の力を借りて、それを公民館等に反映さ

せていければ、有効なものに繋がっていくと思いますので、今後も公民館と連携をとっていきたいと考えております。

会長

かねてから委員さんがおっしゃったことについては、学習する権利というのは誰にでも与えられているわけですが、なかなか障害があることでそういった機会を得にくい環境があって、それが当たり前ではなく、差別解消法が施行された以上、社会的障壁、合理的配慮というところでは、どなたでも同じように学びたいことが学べるような社会にするというところで、そういう意味では、中央公民館での青年学級だけではなくて、一般的な公民館で行われている講座などに、普通に参加できる状況をきちんと作ってほしいという思いがあるということだと思いますから、それがこれからの地域共生社会の実現に向けてということと、厚生労働省も示してきたところだと思いますし、地域福祉計画で一般の方にもそういう理解をしていただかないと、当事者からの発信だけでは、まだまだ差別偏見がないとは言えない社会ですので、障害のある方たちが地域参加しやすいようなものを謳ってもらいながら、重ねて社会教育の部分でも進めていただくことが望ましいと思いますので、徐々にご努力はされていると思いますし、こちらの担当課の考え方もあるかと思いますが、この審議会で出た意見としてきちんと伝えて頂ければと思います。

委員

障害者の余暇活動は、本当に貧困な環境にあります。昼間の日常活動は作業したり、やれることはたくさんあるのですが、土日や夕方以降、とても貧弱な生活になってしまう。施設も一生懸命頑張っていますが、障害者5人に対して支援員1人の割合でしかつかない。1対1など到底できない。だから、余暇活動を願っていても実現できる環境にないのです。だから、せめて、例えば色々な講座や学習活動について、出前で月に一回でも来てくれるような、一歩踏み出した活動ができるように働きかけてはいただけないでしょうか。生きることだけにまず生活・労働と、私たちは一生懸命にやってきましたが、豊かな精神活動ができる環境作りに一歩でも踏み出せるように、余暇活動を少しでもできる環境整備を、一歩でもいいから進めていただきたいというのが願いです。青年学級だけでは決してないはずなんです。

会長

大事なご指摘だったと思います。  
本当の意味での健康で文化的な活動が当たり前ができる社会、サービスだけで全てが補えない、そこはやはり一般の住民の方にも理解していただきながら、参加の機会を増やしていかなければいけないところかと思えます。  
委員さんがおっしゃりたい部分というのは、当たり前

べる場が、一般の方にも理解してもらいながら、普通に生活していく中で文化的なものにつながっていくことが望ましいとお考えでもあるのかなど、私は推察しながら聞いておりました。

間に入る人がどういう風にそれらの人を切り結ぶかが大事だと思いますが、法制度が変わってきたところを、地域住民の思考を変えていくということが、これからの令和の時代に求められることだと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

委員

余暇活動などの良い言葉は一杯出てくるんですけど、視覚障害者が運動できる、オアシスでの盲人卓球があります。大分前までは、市のガイドヘルパーさんが使えていたんです。しかし、昨年位から予算の関係で使えませんかという風になりました。それで同行援護を使ってくださいと言われてますが、この同行援護、時間が足りないので行かれないということがたびたびあります。運動したいのにガイドの時間が足りないということは、来年はオリンピックが来ますし、運動しなさいとか言われますが、市の方はどう考えていらっしゃるのか常々思うのですが。ガイドが使えるのは市の行事と買い物だけで、それ以外は使えません。

会長

予算の制約があるので、なかなか余暇の活動に係るサービスについては後回しになってしまう。それについて事務局どうでしょうか。なかなか厳しい質問になるかもしれませんが。サービスとしての幅を拡げていく部分と、一般住民の方にも協力していただきながら、ともに外に出やすい環境をつくっていくという。

もう一つ、委員さんもおっしゃったことで、施設のところでどうするか、社会福祉法人が地域公益活動の中で実施が求められるようになっていきますので、そういうことがあれば教えて頂ければと思いますが。委員さんのご質問に対して事務局の方から何かお伝えできることはありますか。

事務局

障害福祉サービス担当者は別におりますので、細かいところまでは申し上げられませんが、同行援護はサービス量は決められていますので、なかなか、予算の関係もありまして、利用しづらいというところがあるかと思うのですが、余暇活動の中で今後、移動するところも含めて利用や参加していただきやすいものを考えていきたいと思っております。

会長

ぜひ今のご意見は、サービス担当者に伝えていただき、個別の計画を作っているところで、その方に必要なものという位置づけもできてくるとよいのかなと思いますし、最善の工夫を図っていただければと思います。

<p>委員</p>	<p>選挙における配慮ということで、7番の課題の中で、委員さんから委員の意見ということで、施策内容に「知的障害者に対する配慮がない」ということがありましたが、大変素晴らしいなと思ったのが、「知的障害者に対する選挙における配慮については現在、代理投票を行っております」というのがしっかり書かれておまして、これはとても大切な内容でありまして、知らない人が多いのではないかと思います。グループホームや入所施設におきまして、選挙に行きたいという方はいらっしゃるんですね。そういう方を選挙に連れて行きましたら、不在者投票も含めて、しっかりその方を受け止めていただいて、指差しでわかっていくというようなところで、投票ができるようになってきており、大変ここが進んできておりますので、この施策の内容を皆様に周知していただきたいなと思います。</p> <p>そこが一点と、候補者が多すぎるとそれで戸惑ってくるということもあるので、そういう数の多い選択肢の時に、どういう配慮ができるのか。あるいは、文字だけの情報ですと、写真でわかりやすくなっていくこともありますので、せっかく理解が出てきているので、ぜひもう一歩進めて頂ければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ぜひ事務局には、発言の周知と、関係部署にぜひ紹介いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>施策No.111を見て頂きたいのですが、これも年中会議の度に言っているのですけれども、「路上放置物等の撤去・啓発・指導の推進」というところで、道路環境整備課と防犯・交通安全課だと思いましたが、A評価というのは十分できたので、それ以上の改善は望めないという書き方ではないでしょうか。</p> <p>例えば、私は点字ブロックを歩いているのですけれども、30センチの幅です。私はでこぼこした道を歩くのは嫌です。最低片足をブロックにのっけると、どうしても肩が出っ張ってしまって自転車を倒してしまふ。申し訳ないので、自転車を起こそうと思うのですけれども、連動していくつも倒れてしまふともう手が付けられない。こういう経験を今までにたくさんしています。こういう不自由さを感じていますが、それでAという評価は一体どうなのか。担当課は一生懸命やっているから十分こなせたと思うかもしれないが、市民の立場に立って、目的が達成したかどうかで評価するべきだと思います。障害者福祉課長、また福祉部長はこの結果に対してどういう判断をしているのでしょうか。やはり私はこの評価はやはり間違いだと思いますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>目的というのが、目的を達成するための指標になってい</p>

るかと言え、必ずしもそうではないと、道路環境整備課、防犯・交通安全課も同様に認識しております。指標はあくまで、目的に対する代理の指標と言いますか、目的を達成するために仮に設けたものでもありますので、こちらについては実施ということが指標になっていきますので、A評価がついていますが、両方の担当課の認識もこれで十分ではないと聞いておりますので、申し添えさせていただきます。

委員

そうすると、評価は一体どういう観点でどういう評価を付ければよいのかということになってきます。各担当課はその年度年度で努力して頂いていると私は信じています。だとすれば、全てA評価になってしまいます。やはり、目的を達成できたかできなかったかという申し合わせで判断していかないと、もう十分達成できたとしてしまうと、それ以上の発展はなくなってしまう。十分できない状態が常態化する。やはりこれは由々しい事態ではないですか。担当課が努力しているのは十分わかっているので質問はしづらいのですが、もう一度、課長さんなり、部長さんに見解をお聞きしたい。今すぐ回答が出ないのであれば、後程でも構いませんから、やはり真摯に回答を出して頂きたい。

会長

今のご指摘だと、啓発がされていないように思います。先ほど委員さんがおっしゃった、点字ブロックのことも、誘導ブロックが配慮されたとしても、周りのところが配慮されないと歩きにくいと、そういう認識がないと、まずそういうところを啓発することが十分ではないのかなと今お話しを聞いていて思いました。こういったご意見のように、当事者の方が不便に感じているところがあれば、担当課に知っていただくのも一つかと思えます。

事務局

単純に全てに渡って指標だけで見ると、それとも施策全体で見ると、基本的な考え方があると思います。一つの例示としての指標という考え方をした場合、当然指標だけをもって全てだというのは、短絡的ではないかと考えます。各課である程度、指標を元に施策がどれくらいの評価であるか、まず出させていただいています。以前から委員の皆様には、これをもってAなのかということは、過去のものを見ても大分疑問をいただいていますから、各課に投げさせていただいております。それでも、各課で十分だと言われますと、私どもの方でもこれをBにするようには申し上げられませんので、結果としてこういう形になっています。但し担当課でも、もう伸びしろが無いくらいパーフェクトなのかと言いますと、先ほど佐藤先生がおっしゃられた啓発の部分があるということで、全てが100点というのはそもそもあり得ないという考えを、それぞれの課に持つ

	<p>ていただきたいという希望を持っていますが、各課の判断ということで出てきているものをご理解頂きたい。ただ指標というところで、狭い部分でこだわったのかなという印象はあります。</p>
会長	<p>では、このところを、きちんと担当課に伝えて頂いて。担当課とすればハードの面を整備する観点から評価をしているのだと思いますし。ただ、本当の目的というのは、障害のある人たちが利用しやすくすることですから、使う人たちのことを配慮する面を十分反映しなければならないと思いますので、その辺の理解を含めて、啓発と、今後充実していただければと思います。</p>
事務局	<p>担当課に今日の内容を伝えさせていただきたいと思えます。</p>
委員	<p>施策No.77の「市職員への障害のある人の雇用促進」ですが、昨年度は身体障害者の方の採用試験を実施ということで、担当は職員課だと思えますが、対象とする障害種別を含め現在検討中ということですが、今、ハローワークで登録をして頂いている求職中の障害者の方は、約半数が精神障害者の方となっています。身体障害者の方は大体26%位で、非常に精神障害者の方で仕事探しをしたいという方が増えております。ぜひ、身体障害者限定ということではなくて、精神、知的、身体すべての方が申込みができるように間口を広げて頂ければと思います。ぜひ選考の方で、本人の能力を持って判断して頂ければと思います。</p>
事務局	<p>今頂いた意見につきましては、職員課で検討しているということでしたので、申し伝えさせていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>他に何かありますか。特になければ議題2につきましては終えさせて頂きたいと思えます。</p> <p>(意見なし)</p> <p>3 その他 (特になし)</p>
会長	<p>これから、アンケートを実施していくことになりますが、本日ご出席いただいている方には、関係する方々について宜しくご周知頂ければと思います。それでは事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>以上をもちまして閉会致します。委員の皆様にはありが</p>



ありがとうございました。次回の会議は11月5日（火）14時からを予定しています。通知は追って差し上げます。宜しくお願い致します。

（午後3時25分閉会）